

令和4年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

法人名	学校法人 大阪医科薬科大学
法人代表者	植木 實
担当部署	総務部総務課
お問い合わせ先	記伊 敏哉

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I.自律性の確保	遵守	1-1	①「遵守」
II.公共性の確保	遵守	2-1	①「遵守」
		2-2	①「遵守」
III.信頼性・ 透明性の確保	遵守	3-1	①「遵守」
		3-2	①「遵守」
		3-3	①「遵守」
IV.継続性の確保	遵守	4-1	①「遵守」
		4-2	①「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○令和3年度の活動状況を以下の通り取り纏め令和4年度に報告
⇒内部監査部からの指示で関係各部署が令和3年度活動状況の見直しを実施
(7月1日～7月31日)
⇒総務部総務課で取りまとめ(8月中)
⇒三様監査人会議において報告(9月12日)
⇒遵守状況報告書を理事会にて報告(10月11日)、評議員会にて報告(11月24日)

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況(取組状況)の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードが定める「重点事項」、「実施項目」の方策・手段により遵守できている。令和3年度には以下の項目で進捗があった。実施項目1-1-⑤「中期計画の内容について(中略)顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別・評価する。」については、その機能を担うリスクマネジメント委員会が設置され体制が整った。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードが定める「重点事項」、「実施項目」の方策・手段により遵守できている。令和3年度には以下の項目で進捗があった。実施項目2-1-①に関しては、教育・研究に係る将来戦略や活動を明確にし全学の内部質保証の推進に責任を持つ3学部横断の組織として「学部間協議会」を設置し活動を行っている。実施項目2-1-⑥に関しては、学長室の直下に「IR室」を置きさらに、事務職管理職を配置しその機能を強化した。実施項目2-1-⑦に関しては、令和3年度に西日本の私立大学初のプライマリケア看護学を設置するなど活動を強化している。

遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードが定める「重点事項」「実施項目」の方策・手段により遵守できている。令和3年度には以下の項目で進捗があった。実施項目2-2①②⑥に関しては、社会・地域貢献の核となる「社会貢献・SDGs推進室」の設置に向けて準備を進め令和4年4月1日に同推進室が発足した。これにより地域社会との連携をより深めるとともにホームページを開設してステークホルダーへの説明もより効果的に行うことが可能になった。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」
遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	①遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードが定める「重点事項」、「実施項目」の方策・手段により遵守できている。

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	①遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードが定める「重点事項」、「実施項目」の方策・手段により遵守できている。令和3年度には以下の項目で進捗があった。実施項目3-2③④に関しては、潜在的リスクを適切に管理する為にリスクマネジメント基本規則を制定しリスクマネジメント委員会を発足、同委員会のもとでリスクマネジメントを行う体制を整えた。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードが定める「重点事項」、「実施項目」の方策・手段により遵守できている。令和3年度には以下の項目で進捗があった。実施項目3-3-1に関しては、私大連ガバナンス・コード遵守状況について法人のホームページに公開を行った。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	①遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードが定める「重点事項」、「実施項目」の方策・手段により遵守できている。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	①遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードが定める「重点事項」、「実施項目」の方策・手段により遵守できている。令和3年度は以下の項目に進捗があった。実施項目4-2-1に関しては、旧両大学の危機管理に関する規則を統合し危機管理(クライシスマネジメント)に関する基本規則として改正を行い体制を整えた。

2. 追加事項

特になし
